

平成23年度『国民健康保険税の税率等』が変わります！

国民健康保険事業は特別会計を

設けて運営していますが、加入者の高齢化などにより、医療費やほかの制度（後期高齢者医療制度、介護保険事業など）への負担が増加し、支出が増えていきます。

また、この制度は無職の人や低所得の人が加入者に多いことに加え、一昨年から世界的な不況の影響で、税収が減少しています。

町の国保財政は大変厳しい状況にあり、平成19、20、21年度の3年間の不足額は1億9千万円を超えています。この不足分をすべて国保税で賄うには、大幅な引き上げが必要となり、加入者の皆さんにとっては急激な負担増となります。

しまいます。

このため、国保事業財政健全化を5年計画で策定し、福祉的観点から一定基準のもと、一般会計による財政支援を受け、引き上げ率を抑制した税率の改定をすることとなりました。

国保は他の医療保険に加入されていない人すべてを加入者としています。このため、我が国の国民皆保険制度の「最後の砦」といわれ、将来にわたり、安定的かつ持続可能な医療保険として維持していかなければならない制度です。今回の税率改定などについて加入者の皆さんのご理解をお願いします。

国民健康保険税の改正内容

介護納付金分の所得割税率の改定

これまで、介護納付金分の所得割税率は、0.8%でしたが、今年度から1.5%に改正されました。

賦課限度額の改定

基礎（医療）分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の賦課限度額は、基礎（医療）分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、各10,000円増額で改正されました。

年度	賦課限度額		所得割税率	
	H23年度	H22年度	H23年度	H22年度
医療分	50万円	49万円	8.2%	8.2%
後期分	13万円	12万円	1.8%	1.8%
介護分	10万円	9万円	1.5%	0.8%
合計	73万円	70万円		

国民健康保険事業の現状

（国保事業財政健全化計画より一部抜粋）

【加入者の状況】平成21年度

国保の加入者は、約43,000人で、全人口における割合は28.3%。加入者のうち、20歳未満は13%、20～65歳未満までは57%、65～75歳未満は30%。

【医療費の状況】平成21年度

1人あたりの1年間の医療費は、町平均26万1千円（全道平均26万3千円、後志平均29万2千円）。受診件数の疾病分類の構成比率では、平成21年の5月診療分より

「循環器系の疾患」

23%（高血圧性疾患、心筋梗塞）

「消化器系の疾患」

15%（胃腸や大腸などの疾患）

「筋骨格系及び結合組織の疾病」

11%（関節症などの疾患）

「内分泌、栄養及び代謝疾患」

10%（糖尿病など）

【財政の状況】平成21年度

平成19年度 6千535万円より、平成20年度累積 9千645万円、平成21年度（累積 1億9千1万3千円、広域連合精算繰越分は含まない）と3年連続の赤

字増高

【保険税の課税及び収納状況】

平成16年4月以降は、課税限度額の引き上げのみで、税率の改定は据え置き

1世帯当たりの調定額

16万7千571円

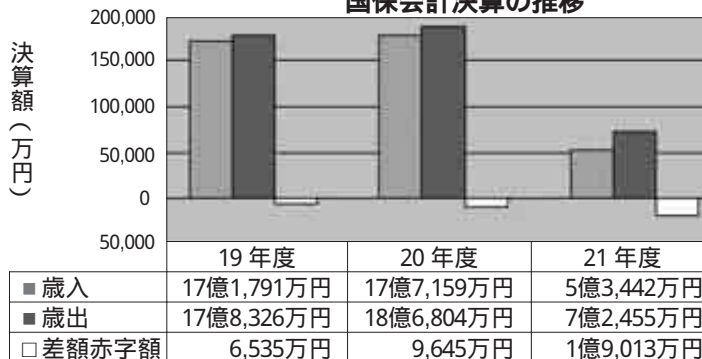
9万2千868円

1人当たりの調定額

22・15%（滞繰分）

収納率 93・21%（現年度分）

国保会計決算の推移



注) H21年度より保険者は後志広域連合となっています

■ 問い合わせ
住民課国保医療係 ☎ 56・8006